平成２５年（フ）第５６３号
堺市堺区大浜中町２丁３番14号５Ｃ号、前住所堺市堺区七道東町145番地
債務者　普天間定子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５６９号
大阪府河内長野市小山田町121番地の64
債務者　西垣　健二
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
岩手県北上市大堤北２丁目３番３―344号県営大堤アパート、旧住所岩手県花巻市台第２地割353番地
債務者　渡辺　里香
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１４６号
愛知県一宮市小栗町55番地３
債務者　川地　史芳
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１９６号
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地21棟406号
債務者　スイトピーこと　田中　幸子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２２１号
大阪府貝塚市地蔵堂53番地118
債務者　片野　佳子（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９４号
大阪府貝塚市地蔵堂53番地５　１―904
債務者　久保　匡史
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９５号
大阪府岸和田市吉井町１丁目12番11号　シャトーアビーナ101号、前住所大阪府泉大津市東雲町９番50―303号
債務者　堀田　　孝
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９８号
大阪府和泉市富秋町２―９―27センティーレ和泉205、住民票上の住所大阪府河内長野市自由ケ丘１番１―802号
債務者　北原　良平
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９９号
大阪府岸和田市土生町1300番地の１
債務者　藤井　　博
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３００号
大阪府貝塚市木積927番地
債務者　吉田ミシンこと　吉田　源三
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３０１号
大阪府貝塚市木積927番地
債務者　吉田　幸子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
大阪府和泉市伯太町４丁目15番87号
債務者　平田　實富
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３２１号
大阪府貝塚市澤731番地エステートピア二色ノ浜101号
債務者　十河　貴子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
兵庫県多可郡多可町中区高岸427―127、住民票上の住所兵庫県多可郡多可町中区間子134番地
債務者　小林　久子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第５８号
香川県丸亀市今津町747番地５　サーパス城坤701号
債務者　姓納　守吾
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第５１３号
千葉県市原市うるいど南１丁目３番地１エールストヴィラＥ棟101号室
債務者　加藤理香子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係